

令和8年度 新宿区高齢者福祉相談員 募集案内

この採用選考は、新宿区高齢者福祉相談員の採用予定者を決定するために実施いたします。

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
福祉系	高齢者福祉相談員（甲）	1名
福祉系	高齢者福祉相談員（乙）	2名程度

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 勤務場所

新宿区役所本庁舎2階（新宿区歌舞伎町1-4-1）

4 職務内容

地域包括支援センターの事業に関する以下の業務

職名	配属先	職務内容
高齢者福祉 相談員（甲）	福祉部 高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活や福祉及び高齢者の権利擁護に関する相談 ・老人ホームへの入所等の措置 ・成年後見制度の審査請求 ・認知症に関する業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援に関する業務 ・その他、所属長が必要と認める業務
高齢者福祉 相談員（乙）	福祉部 高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活や福祉及び高齢者の権利擁護に関する相談 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援に関する業務 ・その他、所属長が必要と認める業務

5 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

6 受験資格

次の要件を満たすこと。

(1) 高齢者福祉相談員（甲）

地域包括支援センター等において高齢者相談の実務経験が1年以上あり、意欲をもって職務を遂行することが認められ、次のいずれかの資格を有していること。

- ① 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項に規定する社会福祉士
- ② 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師
- ③ 保健師助産師看護師法第5条に規定する看護師
- ④ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員

(2) 高齢者福祉相談員（乙）

地域包括支援センター等において高齢者相談の実務経験が3年以上あり、意欲をもって職務を遂行することが認められ、地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有していること。

※ ただし、**地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。**

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第一次選考

選考方法	提出された書類を総合的に判断し、選考通過者を決定します。
結果発表	令和8年2月6日（金）発送予定 ※ 結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。

(2) 第二次選考

日時・会場	令和8年2月中旬（予定） ※ 詳細は第一次選考合格通知に記載してお知らせします。
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	令和8年3月上旬（予定） ※ 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

8 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、必要事項を記入し、自署欄に署名をして、下表のとおり提出してください。申込書は、新宿区福祉部高齢者支援課で配布します。また、区ホームページからダウンロードできます。

【新宿区ホームページ】

新宿区ホームページ>その他区政情報>新宿区役所・組織>職員募集>会計年度任用職員>医療・介護・福祉(会計年度任用職員)>令和8年度新宿区高齢者福祉相談員(会計年度任用職員)を募集します

なお、提出された書類は一切返却いたしません。

申込方法	<p>郵送(簡易書留)、持参、またインターネット(Logo フォーム)からの応募も可能です。</p> <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none">・ 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書(兼履歴書)(様式あり)・ 職務経歴書(様式あり)・ 一次選考の作文(800字程度、パソコン可、参考様式あり) ※作文のテーマは、別紙「第1次選考 作文(表紙)」に記載しています。・ 受験資格が確認できる免許、資格証明書の写し・ 返信用封筒(長3封筒に、ご自分の住所・氏名を記載し、110円切手を貼ったもの) <p><郵送の場合></p> <p>A4版が入る大きさの封筒に申込書等提出書類一式を入れ、表に赤字で「高齢者福祉相談員採用選考申込書」と明記し、<u>簡易書留で郵送</u>してください。なお、郵便事故については責任を負いません。</p>
申込期間	<p>令和8年1月15日(木) から 令和8年1月30日(金) まで <u>(必着)</u></p> <p>◆持参は上記期間の土曜、日曜を除く午前8時30分から午後5時までとします。</p>
申込先	〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所本庁舎2階 新宿区 福祉部 高齢者支援課 高齢者相談第一係

9 勤務条件

勤務時間	午前8時30分から午後5時までの間で1日あたり7時間30分勤務 休憩時間60分 月曜日から金曜日の間で週4日勤務(週30時間勤務) ※ 所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。
休日等	週休日:原則として土・日曜日、月曜日から金曜日の間で1日 休日:国民の祝日、年末年始 ※ 週休日の振替や休日の代休日を指定することができます。
休暇等	(有給休暇) 年次有給休暇、妊娠出産休暇、慶弔休暇等 (無給休暇) 病気休暇(引き続く5日までは有給)、母子保健健診休暇、介護休暇等
報酬等	<ul style="list-style-type: none">・ 月額(地域手当相当分を含む。) 高齢者福祉相談員(甲) 約25万9千円 高齢者福祉相談員(乙) 約25万円・ 通勤費用 上限額 月額55,000円の範囲内で支給・ 期末勤勉手当(賞与) 支給(一定の勤務要件あり) <p>※ 採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※ 昇給制度はありません。</p>
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。

9 勤務条件（つづき）

公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性 あり ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置された際、再度任用は公募を原則としますが、一定の要件を満たした場合、公募によらず再度任用される可能性があります。 ※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度任用は行いません。

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

新宿区 福祉部 高齢者支援課 高齢者相談第一係

所在地：〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所本庁舎2階

電話番号 03(5273)4593 (直通) (土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)



◆最寄りの駅

JR・丸ノ内・小田急・京王線新宿駅、丸ノ内線・副都心線新宿三丁目駅、西武新宿駅、都営大江戸線新宿西口駅の各駅から徒歩約5分

◆最寄りのバス停

①歌舞伎町、②新宿五丁目、③新宿駅東口、④新宿追分、⑤・⑥新宿伊勢丹前、⑦日清食品前